中央労働委員会事務局 第一部会担当審査総括室 室 長 西 野 幸 雄 Tel 03-5403-2157 Fax 03-5403-2250

南労会 (懲戒解雇・不誠実団交) 不当労働行為再審査事件 (平成14年(不再)第25号・第29号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会(部会長 諏訪康雄)は、平成21年11月27日に、標記事件に係る 命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。

命令の概要等は、次のとおりです。

## 一 命令のポイント 一

# ---- 業務指示拒否等を理由とする組合役員の懲戒解雇は不当労働行為に 当たらないとされた事例 ----

### 1 (懲戒解雇について)

組合役員Aは、デイケア事業の実施に必要な理学療法士免許証の提出を求めた南労会の業務命令を拒否し、同事業の所管官庁への要請行動において担当業務に従事しないと告げたことから、南労会が同所管官庁に提出しようとした届出書の受理を拒まれた。南労会は、そのこと等によって同事業の実施に支障を来したのであるから、このような組合役員Aの行為等を理由とする本件懲戒解雇は、組合員であると否とを問わず懲戒に値するものであり、同人の組合活動を嫌悪して行われたものとはいえず、また、組合らの弱体化を企図したものと認めることもできない。

### 2 (団体交渉について)

デイケア事業の実施等は、組合員らの労働環境や労働条件に影響を及ぼすものであり、 義務的団交事項に当たるところ、南労会は、その義務的団交事項に係る団交において同事 業に係る業務指示書等を手渡したにとどまり、特段の説明を行っていないから、その対応 は誠実なものとは認められず、不誠実団交に当たる。

#### I 当事者

使用者側:医療法人南労会(「南労会」)(大阪市港区)

従業員約 260 名 (平成 21 年 4 月現在)

労働者側:全国金属機械労働組合港合同(「組合」)(大阪市港区)

組合員約800名(平成21年4月現在)

全国金属機械労働組合港合同南労会支部(「支部」)(大阪市港区)

組合員約35名 (平成21年4月現在)

#### Ⅱ 事案の概要

- 1 本件は、南労会が、①デイケア事業を実施することに伴い、平成11年10月22日付けで、組合役員Aに対し、同事業に関連するリハビリ業務を担当するように業務指示を行ったこと(「10.22業務指示」)、②組合役員Aが10.22業務指示を拒否したことを理由に、同年11月10日付けで同人を懲戒解雇したこと(「本件懲戒解雇処分」)、③鍼灸治療室の縮小工事を実施したこと、④デイケア事業の実施、鍼灸治療室の縮小及び10.22業務指示に関して組合及び支部(「組合ら」)と誠実な団体交渉(「団交」)を行わなかったことが不当労働行為であるとして、大阪府労委に救済申立てがあった事件である。
- 2 初審大阪府労委は、上記1のうち、①本件懲戒解雇処分は労組法7条1号及び3号に該当する不当労働行為であるとして、本件懲戒解雇がなかったものとしての取扱いを、②デイケア事業の実施等に関する団交(「本件団交」)における南労会の対応は同条2号に該当する不当労働行為であるとして、誠実な団交応諾を、③上記①及び②に関する文書手交を命じ、その余の救済申立てを棄却したところ、南労会及び組合らはこれを不服として、それぞれ再審査を申し立てた。

### Ⅲ 命令の概要

### 1 主文の要旨(初審命令を一部取消し)

初審命令主文を変更する(①本件懲戒解雇処分がなかったものとしての取扱いを命じた部分を取り消し、②本件団交について、不誠実団交を繰り返さない旨の文書手交を命じる。)。

### 2 判断の要旨

## (1) 10.22 業務指示について(救済申立てを棄却)

- ア デイケア事業の実施に必要な理学療法士の資格を有する組合役員Aに同事業に係る 業務を命じたことには合理性があるから、当委員会も、初審命令と同様、10.22 業務 指示は不当労働行為に該当しないものと判断する。
- イ 組合らは、10.22 業務指示は事前協議合意協定に違反しており、強固な不当労働行 為意思が読み取れる旨主張するが、労使とも、明示的、意識的に同協定に基づく協議 を申し入れたとする証拠はないものの、実際には団交が行われており、10.22 業務指 示は上記アのとおり一定の合理性を有するものであるから、同協定に基づく協議が行 われなかったとしても、そこに南労会の強固な不当労働行為意思を読み取ることはで きない。

#### (2) 本件懲戒解雇処分について(救済申立てを棄却)

- ア 組合役員Aが、①理学療法士免許証の提出を求めた業務命令を拒否したこと、②国民健康保険課に赴いてデイケア事業に従事しないと告げたため、南労会が届出書の受理を拒まれたこと、③ 10.22 業務指示を拒否したことから代替要員の確保が必要となるなど、同事業の開始が当初の予定より 2 か月遅れ、同事業の実施に支障を来したことは明らかであるから、南労会が懲戒事由に該当するとしたことには、相当の理由があるというべきである。
- イ 組合役員Aは、国民健康保険課に対する要請行動の際、デイケア事業に従事しない との意思を明確に表明していることからみて、その目的は、デイケア事業の実施に対 し意図的な妨害を図ることにあったと評価されてもやむを得ないものであり、労働組 合の正当な行為と評価することはできない。
- ウ 組合役員Aの行為は、組合員であると否とを問わず懲戒に値するものであるから、本件懲戒解雇処分が同人の組合活動を嫌悪して行われた不利益取扱いということはできず、組合らの弱体化を企図したと認めるに足りる特段の証拠もない。よって、本件懲戒解雇処分は、労組法7条1号の不利益取扱いの不当労働行為には該当せず、同条3

号の支配介入の不当労働行為にも該当しない。

(3)鍼灸治療室の縮小について(救済申立てを棄却)

鍼灸治療を受ける患者が長期的に減少していることや物療機能を充実させる必要があることに伴って同一階にある鍼灸治療室が必然的に縮小されるものであって、合理性が認められるから、当委員会も、初審命令と同様、鍼灸治療室の縮小は不当労働行為に該当しないものと判断する。

- (4) 本件団交における南労会の対応について(労組法7条2号の不当労働行為に該当)
  - ア デイケア事業の実施や鍼灸治療室の縮小は同室で就労している組合員らの労働環境に影響を及ぼすものであり、10.22 業務指示は組合役員Aの業務内容や実際に就労すべき勤務時間の変更をもたらすものであるから、義務的団交事項に当たる。その義務的団交事項に係る団交において、南労会は、業務指示書等を手渡したものの、その内容について特段の説明を行っておらず、デイケア事業の実施等に伴う組合員らの労働条件変更に関して説明を行ったものとはいえないことなどから、その対応は誠実なものとは認められない。
  - イ 南労会は、組合役員Aの国民健康保険課に対する要請行動等を問題とするが、同要請行動において同人は南労会が団交に応じない限りデイケア事業に係る担当業務に従事しないとの意思を表明し、組合らは同事業の実施に伴う組合員らの労働条件の変更について具体的な説明を求め団交の開催を要求していたのであるから、同人の行動が労働組合の正当な行為と評価できないものであっても、これ以上団交を継続する必要はないとする南労会の主張は採用できない。
  - ウ 以上のとおりであるから、本件団交における南労会の対応は、労組法 7 条 2 号の不 当労働行為に該当するとした初審命令は相当である。ただし、本件の救済方法として は、デイケア事業が平成 19 年 9 月末日をもって閉鎖され、現実に団交を実施する実益 が乏しいこと等の諸般の事情を考慮して、今後同種行為を繰り返さない旨の文書交付 を命じることとする。

#### 【参考】

1 本件審査の概要

初審救済申立日 平成11年11月5日(大阪府労委平成11年(不)第93号)

平成 11 年 11 月 19 日 (大阪府労委平成 11 年(不) 第 96 号)

初審命令交付日 平成14年5月28日

再審查申立日 平成14年5月29日(使)

平成14年6月11日(労)

2 初審命令主文要旨

上記Ⅱの2のとおり